

## 営繕工事の情報共有システム活用要領

### 1 趣旨

営繕工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

### 2 対象工事

- (1) 指宿市建設部が所管する建築工事及び設備工事のうち「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が10,000千円以上の工事を対象とする。
- (2) (1)の工事に係る工事監理業務委託、並びに(1)の工事に係る工事について、発注者が指定する工事についても対象とする。
- (3) 発注者は(1)(2)の工事を発注する場合は、現場説明書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。
- (4) 対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (5) 対象外の工事及び業務委託でも、受注者の希望により対象とすることができる。

### 3 試行方法

受注者は、対象工事において、契約後、施工計画書提出前に「情報共有システム」の活用の意向を工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定するものとする。

### 4 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「指宿市電子納品の手引き（案）」に定めたものでASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。  
なお、発注者は、同一工区内で複数工事間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

### 5 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は、共通仮設費の率に含まれている。
- (2) 受注者の希望により対象とする場合で、「公共建築工事共通費積算基準」により積算されたもの以外であっても別途計上しない。

### 6 システム利用者等

- (1) 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、課長、部長等を含めるものとする。
- (2) 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

### 7 その他

- (1) この要領、「指宿市電子納品の手引き（案）」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

#### 附 則

この要領は、令和5年6月1日以降に公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

この要領は、令和5年7月3日以降に公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。